

一般質問通告書

1/3

多可町議会議員 河崎 一 様

多可町議会議員 **辻 誠一**



平成26年 6月 9日

受 **午前**
10時 00分
領 午後

質問の項目及び要旨	答弁を求める者
<p>1. 多可町水道料金・下水道使用料助成事業 実施要綱の廃止を撤回せよ</p>	<p>町長</p>
<p>住民税非課税の6.5歳以上独居世帯に対してこれまで実施してきた上水道・下水道使用料金の助成要綱が突如廃止となった。この方針を撤回し今後も従前通り実施するべきであるという観点から以下質問する。</p> <p>1. 非課税世帯が非課税なのは、その収入に課税することによって憲法が保障する健康で文化的な最低限度の暮らしを営むことが困難になるからであるが、これまで無料だったこれら世帯に上水道及び下水道の使用料金を課すことによって憲法25条は守られるのか。</p> <p>2. 今春からの上下水道料金改定で従来通り使用料の基本料金部分を免除しても町費の持ち出しは減るはずである。この度どんな問題があり要綱を廃止したのか。</p>	
<p>2. 多可町集落営農機械整備事業補助金 交付要綱の見直しを求める</p>	<p>町長</p>
<p>農作業の効率化、生産性の向上及び農業の体質強化及び経営の安定を図り、稲作、転作を通じた望ましい水田営農の確立と美しい田園景観形成を推進し、もって農業の振興と活性化を図ることを目的として国及び町は農業機械の導入に対する補助制度を持っているところではあるが、本町における営農組合等にあつては、国の制度の対象外になる集落が多く見られる。例えば平成25年の実績によれば、田植機6条植を1台あらたに導入した2つの集落があつたが、国の補助対象になり得た集落では、714千円の補助を受け、国の補助になり得なかつた集落は50万円の補助しか受けることができなかつた。国の補助の対象になるためには、(別紙に続く)</p>	
<p>3.</p>	
<p>----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----</p>	

☆ 一般質問の通告期限は6月9日(月)午後0時00分までです。
質問要旨はできるだけ詳細にお願いいたします。

質 問 の 内 容

(問2)の続き

耕作面積 haの耕作地を必要とするが、逆に国の補助対象になり得ない地域では耕作地も狭く、稲作等で収益を上げることがより困難な地域であると言える。水田営農の確立と、農業の振興と活性化を図る為には、国の補助対象にならない地域こそ、より手厚い支援が必要であると考えている。少なくとも多可町集落営農機械整備事業補助金交付要綱第3条における「ただし、補助金額の上限は、50万円とする」を削除し、国と同様上限を撤廃すべきであると考えているが、町長の決断を求める。